


所管部課	総務部防災安全課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市消防団員服制規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市消防団における現在の服制を踏まえ、実態に即するよう所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○夏制服について、実態に合わせるよう改正 ○国が定める「消防団員服制基準」や、都が定める「特別区の消防団員服制規則」と比較した上で、当市消防団の実態と合うように、保安帽・防じんメガネ・防火手袋等を追加 ○本部、女性部の意見聴取をした上で、女性消防団員の冬制服下衣を「長ズボン」として明示 等 <p>(2) 施行日 公布日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該規則と現在の服制の整合性を図ることができる。 ○服制規則において、特別区消防団との差がなくなる。 						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。